

# 一般社団法人海と空定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人海と空と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を鹿児島県熊毛郡南種子町に置く。

(公告の方法)

第3条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当法人の主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、青少年の体験活動をとおして、交流人口の拡大と定住促進をはかり、あわせて鹿児島県種子島での暮らしの支援を行い、青少年の健全育成、地域社会の発展に資することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 社員及び会員のための講習会、研修会の企画、運営事業
- 2 青少年のキャンプ体験事業、暮らし体験事業及び関連するイベントの企画、運営事業
- 3 移住・定住等に関する支援事業
- 4 キャンプ関連用品及び視聴覚機材のレンタル事業
- 5 喫茶店、飲食店の経営
- 6 インターネット等を利用した通信販売及び卸売業並びに小売業
- 7 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
- 8 不動産の売買、管理、賃貸及びその仲介業
- 9 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 社員及び会員

(法人の構成)

第6条 当法人の構成員は、社員及び会員とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

2 当法人の会員は次のとおりとし、資格の得喪及び費用の負担等は、第7条から第12条の規定に準ずる。

- (1) 正会員 当法人の事業に参加した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業に賛助するため入会した個人又は団体

(社員の資格取得)

第7条 当法人の社員となるには、当法人が別に定めるところにより申し込み、理事会の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第8条 社員は、当法人の経費に充てるため、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退社)

第9条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して、予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の定款若しくは規則に違反した場合、又は当法人の名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をした場合には、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

2 前項の規定により社員を除名しようとする場合は、議決の前に当該社員に弁明の機会を与えなければならない。

(社員の資格の喪失)

第11条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の金品は、これを返還しない。ただし、未履行の義務は免れることはできない。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

## 第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、法令の定める事項のほか、この定款で別に定めるもの、事業活動計画及び収支予算、その他当法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決し、代

表理事が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第5章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
- (2) 監事1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 前項に規定する理事については、当該理事と次の各号で定める関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第27条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議をもって定める。

(取引制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第29条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、金10万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電子書面、電子メールのいずれかをもって、一週間前までに通知しなければならない。

4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第7条 基金

(基金の拠出等)

第38条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第8章 計算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般に閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第42条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において、出席した会員の3分の2以上の議決を得、変更することができる。

(解散)

第44条 総会の議決によりこの法人が解散するときは、会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第47条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 濱田 広文

設立時理事 小川 和輝

設立時理事 小西美智子

設立時代表理事 小西美智子

設立時監事 小西 嘉樹

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第48条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

(1) 鹿児島県熊毛郡南種子町中之上3370番地4

小西美智子

(2) 鹿児島県熊毛郡南種子町西之570番地2

濱田 広文

(3) 鹿児島県熊毛郡南種子町平山3696番地

小川 和輝

(4) 鹿児島県熊毛郡南種子町島間52番地

小西 嘉秋

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

(雑則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

以上、一般社団法人海と空設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 5年 5月11日

設立時社員 小西美智子

設立時社員 濱田 広文

設立時社員 小川 和輝

設立時社員 小西 嘉秋